

を要し、日本の経済の現状より見て極めて困難であると考えられる。よつて、それぞれの専門家によつて運営されるとともに、全国研究者の要求に応じて隨時その使用に供し、また必要があれば研究の指導を行い、これによつて研究者および技術者養成の面にも協力することができる基礎的研究を目的とした蛋白質研究の設備が必要であると考える。

われわれは、このような研究所が設備されることによつて、生物学諸科学の進歩を促すとともに、将来の食糧対策、国民保健に寄与するところをわめて大であると信ずるものである。

参考添付

本会議生化学研究連絡委員会で作成した「蛋白質研究所案」を御参考までに添付いたします。

3-3-6

庶発第703号 昭和31年11月27日

内閣総理大臣 鳩山一郎 殿

日本学術会議会長 茅誠司

海難防止に関する対策について（要望）

標記のことについて、本会議は、第20回総会の議をへて昨年11月内閣総理大臣あてに別紙写のとおり勧告しました。

本会議の勧告にもとづき、第83回科学技術行政協議会（昭和30年12月14日開催）において審議の結果、運輸、郵政、外務、農林の各省にこの勧告が伝達されました。そして目下関係各省庁において、それぞれ具体的な対策が進められておりますが、なおいつそく政府においてその速かな実現を図られるよう、ここに本会議第118回運営審議会の議を経て要望します。

（別 紙）

説明

1. 気象及び海象関係

1.1 気象観測の充実

現存の気象観測網を再検討し、海上気象災害防止の目的に適合するようその整備強化をはかり、特に洋上における高層観測並びに港湾及び局地（離島、こう角）における風、霧及び波浪の観測の充実をはかるべきである。

1.2 起り得べき気象災害の調査研究

本邦近海における台風及び強い旋風が通過する際にいかなる災害が起り得るかに関する調査研究を進め、この災害防止のための資料を作成すべきである。

1.3 気象情報収集交換の確実化

従来暴風雨その他非常時において、気象通信がしばしば絶する事実があるので、この抜本的改善をはかるべきである。

1.4 風浪及びうねりの調査研究並びにその予報の強化

現在風浪及びうねりに関する予報を行つていないのは、その基礎研究があまり行われていなかったため、実際上予報ができないからであつて、この研究を推進することが予報を強化するに当つての根本問題である。

### 1.5 主要港湾における船舶への気象情報の通達解説業務の整備

- I) 気象官署より船舶漁船等に発する地方海上予備警報のより迅速かつ確実なる通達をはかるため気象官署と海上保安庁通信所及び漁業無線局との通信系の改善をはかること。
- II) 気象官署から海運に關係ある官公庁その他の機関及び報道機関に迅速かつ適確に提供するための通達方法を改善すること。
- III) 気象信号柱及び信号標識を必要箇所に増設し整備すること。

### 1.6 船舶職員に対する適切な気象教育

気象に関する学問は日進月歩しており、古い職員のなかには、気象に関する新しい知識を多くの人が多いと思われる所以、これらの人々に対する再教育の方法が必要と思われる。

### 1.7 迅速適切なる予報の研究の充実

一般天気予報、特に海難に關係深い台風、低気圧、不連続線の移動発達を数量的に予測し得るようその方面的研究を促進し、必要な計算機その他施設を整備し速かなる実用化をはかる等もその一方法であろう。

### 1.8 沿岸附近の海底地形並びに潮流等の観測、調査

- I) 潮流の特に速い狭水道海峡等については、その予報が行われているが、今後さらに海難の多い地域を調査して、予報を行い、主要港湾及びその附近については潮流図を発刊すること。
- II) 地震による津波及び台風による高潮は、特定の地形を有する場所に強く来襲する。従つてこれらの場所について、海底地形、地質等を充分調査し、津波又は高潮の来襲を予知する方策を講ずること。
- III) 海潮流、波浪等により地形変化の著しい港湾は非常に多いが、これら港湾については、変化の原因を把握するためにも定期的に測量を行うべきである。
- IV) 一般に砂浜の沖合には幾条かの「サンドバンク」があり、それが波浪により移動し、船舶乗りあげの原因になるので、この実際の移動を観測すること。

## 2. 船舶関係

### 2.1 戦時標準船の解体

戦時標準船は元來船体の構造、使用材料の質及び寸法などにおいて著しい欠陥があり、しかも船齡的にすでに使用限度に到達しようとしているから、代船建造等に対する積極的助成施策によりこの解体を促進する必要がある。

なお、戦後建造された戦時標準船でない船舶にあつても戦時中の鋼材を使用したものに対しては、これに準ずる措置が必要であろう。

### 2.2 小型船に対する船舶安全法の適当な改正

安全法において構造及び設備に関する規定の適用に猶予されている船舶（総トン数5トン以上20トン未満の帆船及び漁船並びに平水区域のみを航行する総トン数5トン以上の船舶）のうち、特定のもの例えば漁船及び平水区域のみを航行するものを除く非旅客船（実際はいわゆる機帆船）に対しては、それ適当な規格（小型の旅客船に対する小型船安全規則のごときもの）を制定し、これを適用する必要がある。

## 2. 3 満水吃水線の標示を要する船舶の拡張

法令によつて満載吃水線の標示を必要としない船舶（沿海区域もしくは平水区域のみを航行する船舶、総トン数150トン未満の船舶、漁船、漁業指導船、漁業取締船など）のうち、特定のもの、例えば特定の旅客船、漁船などは船舶満載吃水線規程による満載吃水線の標示を強制することが必要である。なお、漁船の過載出港の現状にかんがみ、漁船が海外において燃料油を補給することができるよう政府において早急に措置すべきである。

## 2. 4 船舶の安定性に関する研究の推進

海難に密接な関連がある船舶の安定性に関する学問分野は、船舶に関する他の学問分野にくらべて低水準にあるが、これは海上における風、波などの自然現象の実体、特にこれらが船舶に及ぼす動力学的な諸影響を的確に把握することができないのがその重要な原因の一つである。これらを究明するためには、実船による極めて大規模な実験的研究を必要とするが、海難防止のために、この早急な実施をぜひとも推進する必要がある。なお、船舶の安定性に関する現行の模型実験においては、すべて規則波のみを対象としているが、適切な方法を考案して人工的不規則波中においてもこれを行うことが必要である。

## 3. 港湾関係

### 3. 1 船舶の風浪に対する安全性を最重点とした港湾計画の実施

港湾計画の原則は、船舶出入の便利を考慮することは勿論であるが、風浪に対し在港の船舶が安全であることにさらに重点をおくべきである。

### 3. 2 繫船浮標について台風、高潮を対象として、その強度、修繕及び主鎖の長さ等再検討。

### 3. 3 小型船の避難港の整備をする。

### 3. 4 港湾水象（台風時の高潮、波浪等）の研究を行うこと。

### 3. 5 函館港の安全水域增加工事の促進を行うこと。

## 4. 運航関係

### 4. 1 船舶の堪航性の保持及び救命設備を良態に保つよう監督指導の強化

船舶安全法第12条には船舶所有者の申請に基いて行う定期的検査の外、隨時随所に船舶を臨検して船舶安全法の励行を取締ることになつてゐるが、特に船舶の堪航性その他航行の安全に重大なる關係を有する防排水設備、救命設備、航海設備、出港現状等については一層臨検による監督を強化する必要がある。漁船及び小型船では違反も多いように見受けられるし、また船員が船舶安全法の趣旨を十分理解していない向もあるから、監督とともに指導することが安全保持の上から効果的である。

### 4. 2 無線設備を必要とする船舶の範囲拡大

法令によつて無線施設が強制されている船舶（遠洋または近海区域を航行する総トン数1,600トン以上の船舶、遠洋または近海区域を航行する旅客船、総トン数100トン以上の漁船、旅客船または総トン数500トン以上の船舶にして国際航海に従事するもの）の範囲を拡張し、特定のもの、例えば小型の漁船及び旅客船に対してもこれを強制する必要がある。なお、無線施設が強制されている船舶のうち、航海の目的、その他の事情により除外例として無線施設を免除されているものが、これについても再検討を必要とする。

#### 4.3 航海計器の設備基準の合理化をはかること

- I) 航海計器（気象観測計器を含む）の精度と確実性を向上させるため試験規程を設け、また定期的に検定、調整を行うよう措置すること。
- II) 磁気羅針計儀の修正は、認定人以外は行うことが認められること。
- III) 航海計器の進歩改良にともない、現行船舶設備を強制するよう規定を設けること。
- IV) 適当な基準を定めて船舶用レーダーの設備を強制するよう規定を設けること。

#### 4.4 海難原因の究明による運航技術の改善

- I) 船舶技術（特に運航技術）行政機構の合理化並びにその機能の強化をはかること。
- II) 海難防止並びに運航技術の科学的研究のための機関を設置すること。
- III) 海難審判庁はその機能を強化し、審判の迅速を期すとともに前項研究機関と連繋して海難原因の探究に一層重点をおくこと。
- IV) 前項諸機関、海上保安庁及び民間諸機関は連絡を緊密にして海難防止についての一般の認識を深め、関係者に対して不断に警告を与えること。
- V) 国民教育、社会教育を通じて海事思想の普及をはかること。

#### 4.5 海難救助体制の強化のため、船艇、航空機及び基地施設を増強整備すること。

海難救助用船艇、航空機及び基地施設は未だ十分な域に達していないので、これを増強整備し海難救助態勢を強化する必要が認められる。

### 5. 海難原因の科学的研究

#### 5.1 海難原因の科学的調査研究の推進をはかること。

わが国においては、海難に対する科学技術関係の施策に乏しいのが現状であるから、海難原因の調査研究を中心とする総合研究機関を設ける必要があると考えられる。

3-37

庶発第21号 昭和32年1月12日

内閣総理大臣 石橋湛山 殿

日本学術会議会長 茅誠司

人口問題を総合的に研究する機構の確立について（要望）

標記のことについて、本会議第22回総会の議により、ここに下記のとおり要望します。

記

わが国の人口問題は、消費人口、生産人口、民族人口の見地からみて、特に重大な国民的課題であり、その解決をせまられていることは言うまでもない。わが国経済自立と健全な民族力の向上発展のために、これらの課題の解決を促進することが緊急必要事である。

よつて、政府は、この問題の根本的対策樹立のため、従来の関係研究機関を拡充強化するとともに、一方本問題に関連する諸部門がきわめて広範囲にわたることにかんがみ、それらを総合的に推進するための総合的研究機構を早急に確立する必要がある。

理由

日本本土の人口は、1956年7月に遂に9,000万を突破した。そして近い将来10数年のうち